

調査の概要

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日現在によって実施しました。

3 調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・国、地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

4 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に伺い、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収を行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関が調査票を直接、郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はオンラインで調査票を回収しました。

5 調査の流れ

調査は、「調査員調査」及び「直轄調査」の2種類からなっています。

調査員調査は、単独事業所及び新設事業所を、直轄調査は、支社を有する企業及び特定の単独事業所を調査事業所として、それぞれに次に示す流れで実施しました。

ア 調査員調査

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－調査員－調査事業所

イ 直轄調査

総務大臣・経済産業大臣－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査事業所

6 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査しました。

- 一 名称及び電話番号
- 二 所在地
- 三 事業所の移転及び名称変更の有無
- 四 開設時期
- 五 経営組織
- 六 協同組合の種類
- 七 学校及び学校教育支援機関の種類
- 八 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- 九 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- 十 本所か否か
- 十一 支所の数
- 十二 事業の内容
- 十三 事業所の形態
- 十四 管理・補助的業務の種類
- 十五 従業者数
- 十六 電子商取引の有無及び割合
- 十七 設備投資の有無及び取得額
- 十八 自家用自動車の保有台数
- 十九 土地及び建物の所有の有無
- 二十 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- 二十一 決算月
- 二十二 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
- 二十三 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- 二十四 本支店間移動の割合
- 二十五 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- 二十六 相手先別収入割合
- 二十七 費用
- 二十八 リース契約による契約額及び支払額
- 二十九 有形固定資産
- 三十 生産数量及び生産金額
- 三十一 製造品在庫額
- 三十二 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- 三十三 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- 三十四 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- 三十五 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- 三十六 直接輸出額の割合
- 三十七 主要原材料名
- 三十八 工業用地及び工業用水

三十九	作業工程
四十	商品手持額
四十一	小売販売額の商品群別割合
四十二	小売販売額の商品販売形態別割合
四十三	セルフサービス方式の採用
四十四	売場面積
四十五	営業時間
四十六	施設又は店舗の形態
四十七	チェーン組織への加盟
四十八	業態別工事種類
四十九	宿泊業の収容人数及び客室数
五十	取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
五十一	同業者との契約割合
五十二	信用事業又は共済事業の実施の有無
五十三	消費税の税込記入・税抜記入の別

7 結果の利用

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用される予定です。

行政施策上での利用

1. 各種法令に基づく利用及び各種政策立案のための利用

- ・地方消費税の清算

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税の清算を行う際に利用されます。

- ・中小企業政策

中小企業事業資金融資斡旋事業のための基礎数値や中小製造業等設備投資補助金（消費増税対策）の制度設計など、各種中小企業政策に利用されます。

- ・地域活性化政策

中心市街地活性化基本計画の改定や、中山間地域活性化基本方針策定など、各種地域活性化政策の基礎資料として利用されます。

- ・経済指標への活用

GDP や各種指数等の基礎資料

- ・人口政策

人口減少問題対策や定住促進など、各種人口政策の基礎資料として利用されます。

- ・防災政策

地域防災計画の策定や、地震被害想定調査の経済被害の算定など、各種防災政策のための基礎資料として利用されます。

2. 国民経済計算、産業連関表及び白書等における利用

- ・国民経済計算の推計への利用

- ・産業連関表作成への利用

- ・日銀短観（全国企業短期経済観測調査）の基礎資料としての利用
- ・国が作成した白書における分析での利用

教育分野における利用

- ・小、中学校の社会科の副読本（補助教科書）の参考資料

民間における利用

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- 1.一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- 2.従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいいます。

2 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人

をいいます。

他への出向・派遣従業者数

従業者のうち、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

4 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいい、「従業者」から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出しています。

5 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 27 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類しています。

詳細は「平成 28 年経済センサス-活動調査産業分類一覧」（28 ページ）のとおり。

6 経営組織

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

7 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合は、その時期を開設時期とします。

- ・個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
- ・個人経営の事業所が株式会社になった場合。
- ・法人が新設（対等）合併した場合。
- ・法人が分割により設立された場合。
- ・この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合。

8 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。

単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となります。

9 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 27 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準じて分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

11 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。